

【(第11条・第13条関係) 説明会意見回答書】

作成日 2026年 1月 28日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市御嶽堂字峠1916-1
----------------	-------------------

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
近隣の畠は長らく耕作されておらず太陽光転用可否を確認したい	住民	第1種農地は原則転用不可、計画地は白地で転用申請済みです。
雨水が道路へ流れる悪影響が心配	住民	浸透トレンチ設置で敷地内処理。流出増は想定してないです。トレンチ規模は調整可能です。
排水強度を50年確率等へ上げてほしい	住民	住民意見を踏まえ強度計算を再検討可能です。変更時は県HPにて公表します。
飯沼地区のメガソーラー問題と同じではないか	住民	本計画は低圧小規模で大規模伐採を行いません。
既存側溝への悪影響が心配	住民	現地で確認を行い、トレンチ位置等を調整予定です。補修対応の実績あります。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
下流農地への影響（土砂・水の流れ）	住民	浸透トレーンチで敷地内処理を予定しています。集中排水は無い設計。
除草剤は使わないでほしい	住民	協定書に除草剤不使用の明記可能です。草刈り年2回以上行います。
自治会と活動参加や負担金含め協議してほしい	住民	協定書内容は自治会と調整し反映可能です。自治会と協議いたします。
自治会との協定書の内容は公表されるのか。	住民	協定書の内容はHP等で公表しておりません。 自治会と弊社で保管いたします。
県が示している条例の元に行っているのか。	住民	県が定めた条例の内容に基づいて事業計画を行っています。
本日の質疑応答はどこかで開示されるのか。	住民	条例により、開示する義務があるため、住民説明会後30日間の意見募集期間を設けたのち、県のHPにて内容が公表されます。 また個人名等は伏せております。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
富士山側隣地住民への説明不足が心配	住民	行政書士を通じて挨拶済です。再確認いたします。
周囲が山で計画地位置が分かりにくい	住民	HPと手元資料に図面掲載しています。個別でのご説明をさせていただきます。
パネル破損による有害物質の流出が心配	住民	破損時は即時対応・交換します。流出防止に努めます。
FITでなく企業供給方式の説明をしてほしい	住民	企業へのPPA供給です。中電に託送料を支払い、電気を必要とする需要家に送電しています。
造成による土砂崩れ・流出が心配	住民	必要最小限の造成のみ行います。伐採物は適切処理いたします。条例で土砂対策厳格化されています。
長期管理（草刈り・点検）が不安	住民	年2回以上の草刈り・定期点検・遠隔監視を実施いたします。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
30日間意見受付の周知不足	住民	説明会後30日間は意見受付期間です。県HPで公開いたします。



上田市長 土屋陽一 様

YANAGIDA株式会社

代表取締役 小宮山純一

事業基本計画書に対する意見回答書

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見回答いたします。

施設の設置場所	上田市御嶽堂1916-1
事業区域の面積	1528m ²
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 建築指導課 丸子建設課 丸子市民サービス課 都市計画課（公園緑化景観担当・調査計画担当）

税務課	1	令和8年1月1日時点で太陽光発電設備を取得済みの場合は、令和8年1月末までに償却資産税の申告が必要になりますので、よろしくお願ひいたします。 → 承知しました。✓
	2	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。 (高さ2mを超える擁壁も同様) → 承知しました。✓
建築指導課	1	南側：建築基準法第42条第1項第1号道路に該当します。 敷地と道路との間に下記のものが存在する場合は、建築確認申請の前に建築基準法第43条第2項各号の認定または許可が必要です。 (1)認定外道路(赤線) (2)幅1mを超える河川、水路 → (1)(2)共に該当ございません。✓
	2	道水路を工事する際は、市と協議し、必要に応じ占用許可、自営工事承認を申請すること。 → 承知しました。✓
丸子建設課	2	道水路を破損、汚した際は、道水路管理者へ報告し復旧について協議すること。 → 承知しました。✓
	3	完成した施設の管理、近隣住民からの苦情対応等適切に行うこと。 → 承知しました。✓
	4	原則、市道砂原線に影響しないよう工事を進めてください。 → 承知しました。✓

丸子市民サービス課	1 近隣住民から苦情が発生した場合(反射による影響等)、真摯に対応してください。 工事期間中は、工事内容や期間、緊急連絡先等が明記された看板を周囲から見やすい位置に設置してください。 また、工事完了後には、問い合わせ先等が記載されたものを提示してください。
	→ 承知しました。真摯に対応いたします。／
都 市 計 画 課 公園緑化景観担当	2 感電、破損等が起こらないよう適切な管理をしてください。 また、事故や災害により、パネルが破損した場合(感電、有害物質の流出等)、周辺に被害が及ばないよう対処を行ってください。
	→ 承知しました。／
都 市 計 画 課 調査計画担当	1 事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準をご確認ください。 (田園地域区分)
	→ 承知しました。／
	1 事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	→ 承知しました。／
	2 着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	→ 承知しました。／
	3 雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分にお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	→ 承知しました。／
	4 工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	→ 承知しました。真摯に対応いたします。／